



埼玉県報

号 外 第 2 号
平 成 2 3 年 2 月 7 日
月 曜 日

目 次

告示

- [埼玉県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県選管告示第二十号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、同年四月一日とする。

平成二十三年二月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲